

食の安全推進のためのタウンミーティング結果

開催日: 令和3年12月3日(金)
場 所: 南伊豆町観光協会会議室
主 催: 静岡県
当日参加人数: 36人

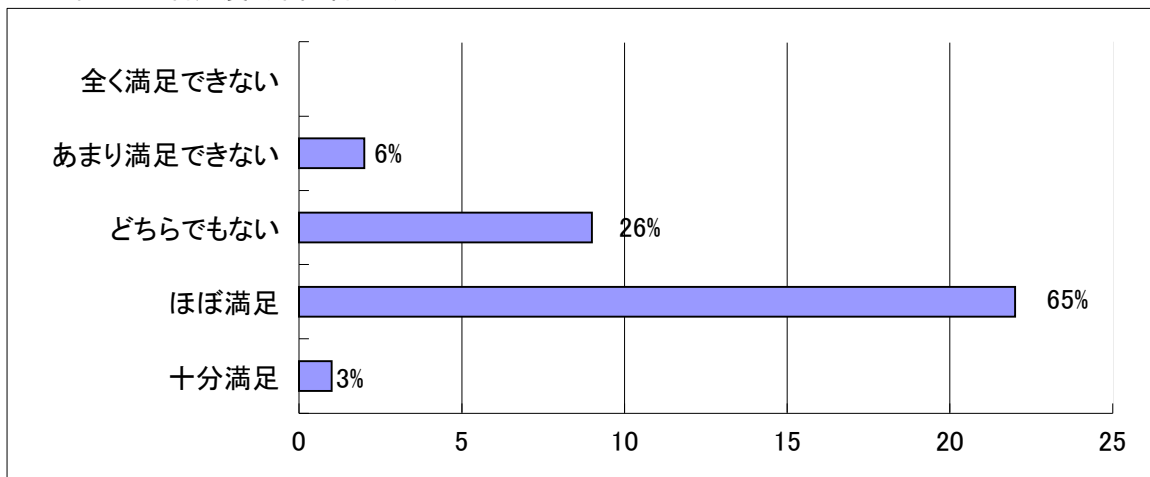
I 参加者

(1) 男女比

男性	8人
女性	28人
合計	36人

II タウンミーティングについて

(1) タウンミーティングの満足度 (未回答 2)



III 意見・感想(アンケートから抜粋)

- 食品表示について初めて聞いたことがあったので、良かった。
- 南伊豆は小規模農家が多いので、そういう人たちを大切にする政治をして欲しい。
- 話が分かりやすかったが、もう少し時間があつた方が良かったと思った。
- 資料がカラーで分かりやすかった。
- タウンミーティングやアクションプランなどのカタカナ文字は、高齢者には難しい。

IV 参加者からの質問(4問)

農家が野菜を販売する行為や、漬物を製造する行為は保健所に届出が必要か。

(県回答) 農家が行う野菜販売は従来どおり採取業の範囲であり、事業者が行う野菜の販売は届出が必要である。漬物などの製造を行う場合は、農家や事業者関係なく許可の対象となる。

許可になると施設を作らなきゃならないということか。

(県回答) 猶予期間が令和6年5月31日迄あるので、その間に許可を取得できるように考えていただきたい。詳細は、地元の保健所に相談いただきたい。

漬物を製造する許可を取得する場合、設備改修などの補助金などはあるか。

(県回答) 中山間地等の振興にあたっての設備投資の一部については、国の補助制度はある。色々な助成金のメニューがあるので、また相談して欲しい。

家庭菜園で化学的な農薬や肥料を使わずに栽培した野菜について「有機農法で栽培をしている」ということは標記できるか。

(県回答) 「有機農法」という書き方ではなく、「私たちは化学的な農薬や肥料を使わずに作っています。」という書き方にしないと法律に抵触する可能性がある。